

平成18年10月1日 健康保険法改正後

国民健康保険高齢受給者

基準収入額適用 及び 自己負担限度額「一般」適用 区分

高齢者複数世帯  

課税所得 収入額		一 般	現役並み所得者 (70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける人のうち、1人でも現役並みの所得以上ある人が同一世帯にいる人。)	
			145万円未満	145万円以上 213万円未満
70歳以上 の人及び 老人保健 で医療を 受ける人 の年収の 合計	520万円未満	1割	1割 「基準収入額適用申請書」による 申請が必要	1割 「基準収入額適用申請書」による 申請が必要
	520万円以上 621万円未満	1割	3割(経過措置) ※自己負担限度額「一般」適用	3割(経過措置) ※自己負担限度額「一般」適用
	621万円以上	1割	3割(経過措置) ※自己負担限度額「一般」適用	3割 (経過措置適用除外)

高齢者単身世帯 

課税所得 収入額		一 般	現役並み所得者	
			145万円未満	145万円以上 213万円未満
383万円未満		1割	1割 「基準収入額適用申請書」による 申請が必要	1割 「基準収入額適用申請書」による 申請が必要
383万円以上 484万円未満		1割	3割(経過措置) ※自己負担限度額「一般」適用	3割(経過措置) ※自己負担限度額「一般」適用
484万円以上		1割	3割(経過措置) ※自己負担限度額「一般」適用	3割 (経過措置適用除外)

国民健康保険基準収入額適用申請書

年 月 日

(ふりがな)		被保険者証の 記号番号	松国一
世帯主氏名	Ⓜ	電話番号	—
生年月日	年 月 日生	電話番号	—
住 所			
〒			

被保険者氏名		年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
生 年 月 日		年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
平成 17 年 中 の 収 入	公 的 年 金 (老齢基礎年金、 老齢厚生年金、 退職共済年金、 老齢年金、 退職年金等)	円	円	円
	給 与 (パート収入等含)	円	円	円
	年金・給与以外 の収入 ()収入	円	円	円
	合 計	円	円	円

(注)

- 市民税が課税されている・いないにかかわらず、同一世帯におられる7.0歳以上の被保険者の方(65歳以上で老人医療の障害認定を受けている被保険者の方も含む)それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。
- 収入額はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金等)は除きます。
- 公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告の写し、公的年金及び給与収入額を確認できる所得(課税)証明書等の収入額を確認できる書類を添付してください。
なお、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明できる書類の発行されていない収入については添付不要です。